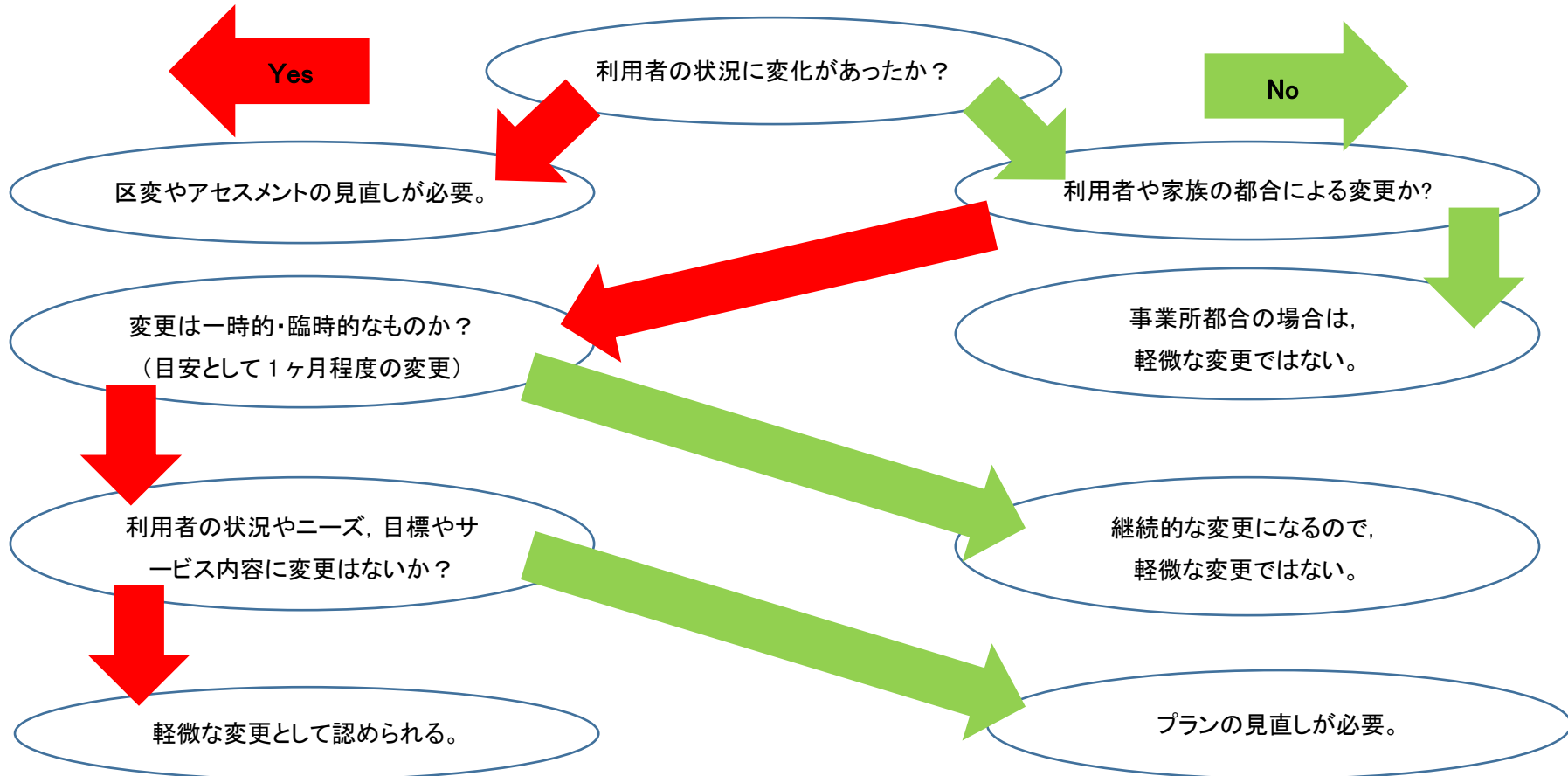


## 軽微な変更 フローチャート



上記のフローチャートは機械的な判定基準です。個別のケースにより判断が分かれる場合もあります。  
「軽微な変更」に該当するものであれば、サービス担当者会議の開催などは必ずしも実施しなければならないものではありません。  
しかし、介護支援専門員が介護サービス事業所などへ周知したほうが良いと判断されるような場合などについては、サービス担当者会議を開催してください。なお、軽微な変更と判断した理由や経緯については支援経過記録を残してください。